

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日のときは、
翌日の翌日発行)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第三項並びに第十条中「地方農林振興局長」を「知事」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(事業実施報告書)

第十一条の二 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付けに係る事業を実施したときは、当該事業の実施後二十日以内に農業改良資金事業実施報告書(第六号様式の二)を知事に提出しなければならない。

第十六条中「百円につき一日三錢四厘」を「につき年十二・二五パーセント」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定める違約金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、
閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
第十八条中「標準事業費の内訳」を削る。
別表第一を次のように改める。

技術導入資金の種類	標準事業費	償還期間
一 大型ビニール栽培資金 野菜又は草花の不時栽培(特別の保護を加えて、通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいう。以下同じ。)を行なうための施設(プラスチック・フィルム等を用いた被覆施設であつて、その高さが一・五メートルをこえるものに限る。)を設置するために必要な資材の購入に要する資金	耕地一〇アールにつき 三五〇、〇〇〇円	二年以内
二 土じよう線虫防除促進資金 畑	畑一〇アールにつき	二年以内

<p>地において土じよう線虫を防除するために必要な資材の購入に要する資金</p> <p>三、〇〇〇円</p>	<p>三 自給飼料調製貯蔵技術導入資金 乳牛又は肉用牛の飼料となるサイレージをプラスチック・シート等による簡易なサイロを用いて調製し、及び貯蔵するために必要な資材の購入に要する資金</p> <p>資材一セット(サイレージ二〇トン分)につき 二〇、三〇〇円</p> <p>二年以内</p>	<p>四 秋落水田等改良資金及び不良火山灰土じよう改良資金 秋落水田等及び不良火山灰土じようを改良する事業において施用す物の購入に要する資金</p> <p>貸付けのつ度決定する額</p> <p>秋落水田等改良資金にあつては 三年以内 不良火山灰土じよう改良資金にあつては 五年以内</p>	<p>五 桑園集団化資金 桑園を集団化する場合の当該桑園の新植を行なうために必要な桑苗又は当該桑園の土じよう改良を行なうために必要な資材の購入に要する資金</p> <p>桑園一〇アールにつき 二二、八〇〇円</p> <p>三年以内</p>
<p>六 園芸作物かん水技術改善資金 野菜又は草花の不時栽培を行なう場合に地表に配置した管の細孔から水を漏出させることによりかん水を行なうのに必要な資金</p> <p>耕地一〇アールにつき 一四三、〇〇〇円</p> <p>三年以内</p>	<p>七 肉用牛等林地内放牧技術導入資金 知事が定める基準に基づき、林地において乳牛又は肉用牛の放牧及び草生の改良と森林の施業とを合理的に組み合わせて行なう場合に当該放牧及び草生の改良を行なうために必要な資材の購入に要する資金</p> <p>林地一〇アールにつき 一一、三〇〇円</p> <p>三年以内</p>	<p>八 上ぞく収穫技術改善資金 蚕の自然上ぞくを行なうために必要なぞく器又はこれにあわせて使用する自動収穫機の購入に要する資金</p> <p>ぞく器一セット(蚕種一箱分(二二組))につき 一四、五二〇円 自動収穫機一台につき 三五、〇〇〇円</p> <p>三年以内</p>	<p>九 葉たばこ予備黄変技術導入資金 葉たばこの予備黄変(葉たばこを乾燥する過程においてこれを乾燥室に入れる前に黄変させることをいう。)を行なうための施設を</p> <p>施設一セット(生葉一トン分)につき 二八、七〇〇円 懸ちよう器一セット(生葉二トン分)につき</p> <p>三年以内</p>

<p>十二 集团的技術共同導入資金 農</p>	<p>稲又は麦を栽培するため</p>	<p>五年以内</p>
<p>十一 米麦収穫等技術改善資金 知 事が定める基準に基づき、稲の機 械刈取りから生脱穀及び生乾燥ま での一連の技術を導入する場合に おいて必要な動力刈取機若しくは 穀類乾燥機又は麦の省力多収栽培 技術を導入する場合において必要 な施肥は種機、動力刈取機若しく は穀類乾燥機の購入に要する資金</p>	<p>動力刈取機一台につき 結束型二条にあつては 三一〇、〇〇〇円 結束型三条にあつては 四一〇、〇〇〇円 自脱型コンバインにあつ ては 五五〇、〇〇〇円 穀類乾燥機一台につき 循環式にあつては 三〇〇、〇〇〇円 たて型静置式にあつては 一四〇、〇〇〇円 施肥は種機一台につき 四九、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>十 田植技術改善資金 稲の省力移 植栽培を行なうために必要な田植 機又はこれにあわせて使用する育 苗器の購入に要する資金</p>	<p>田植機一台につき 二〇〇、〇〇〇円 育苗器一台につき 六二、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>設置するために必要な資材又は当 該施設において使用する懸ちよう 器の購入に要する資金 八六、四〇〇円</p>		
<p>林大臣が定める基準に基づき、農 業者の組織する団体又はその構成 員が当該団体において決定された その構成員との間における取決 に従いその農業の生産行程を逐行 する場合において当該団体が当該 生産行程の主要な部分についての 相互に密接な関連を有する一連の 能率的な技術を導入するために必 要な施設の設置又は機械の購入に 要する資金</p>		
<p>に必要な施設を設置し、 又は機械を購入する場合 にあつては、耕地一〇ア ールにつき 二九、四〇〇円 野菜を露地において栽培 するために必要な施設を 設置し、又は機械を購入 する場合にあつては、耕 地一〇アールにつき 一八、七〇〇円 田において稲を通常栽培 する期間以外の期間に飼 料作物の栽培（乾草及び サイレージの調製を含 む。以下この項において 同じ。）を行なうために 必要な施設を設置し、又 は機械を購入する場合に あつては、耕地一〇ア ールにつき 一八、一〇〇円 畑において輪作により飼 料作物の栽培を行なうた めに必要な施設を設置</p>		

<p>十四 壮蚕飼育保温技術改善資金 蚕(稚蚕を除く。)の屋外条桑育</p>	<p>十三 鶏ふん処理技術改善資金 鶏ふんを火力を用いて乾燥する場合に発生する臭気を除去するための施設の設置に要する資金</p>	<p>し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 一八、二〇〇円 畑において多年生牧草の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。)を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 一二、三〇〇円 桑を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 一四、四〇〇円</p>	
<p>送風式暖房機一台につき 七〇、〇〇〇円</p>	<p>施設一セット(成鶏五、〇〇〇羽分)につき 一六四、〇〇〇円</p>		
<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>		
<p>十九 畜舎環境改善技術導入資金 資材の購入に要する資金</p>	<p>十八 改良果樹だな導入資金 なし 園の栽培管理作業を省力化するための改良果樹だなの設置に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>十五 しょうが優良種苗導入資金 砂畑における合理的な輪作体系の確立に必要なしょうがの栽培を導入するための優良種苗の購入に要する資金 十六 牛乳品質改善技術導入資金 牛乳の品質改善技術の導入に必要な資材の購入に要する資金 十七 放牧養豚技術導入資金 放牧養豚技術の導入に必要な資材の購入に要する資金 十八 改良果樹だな導入資金 なし 園の栽培管理作業を省力化するための改良果樹だなの設置に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>を行なう場合において温風により温度の調節を行なうため、送風式暖房機を購入し、又は送風式暖房機により温度の調節を行なう飼育室で保温の構造を有するものを設置するのに必要な資金 施設一セット(蚕種一〇箱分)につき 六〇〇、〇〇〇円</p>
<p>資材一セットにつき</p>	<p>樹園地一〇アールにつき 六三、四八〇円</p>	<p>ほ場一〇アールにつき 二四〇、〇〇〇円 資材一セットにつき 八三、〇〇〇円 資材一セット(三〇頭分)につき 一六三、五〇〇円</p>	<p>二年以内</p>
<p>三年以内</p>	<p>三年以内</p>		

別表第二中

上欄の設備又は装置の区分に応じ、それぞれの資材購入費の百分の七十に相当する額とし、その額がそれぞれこの欄の額をこえるときは、当該額とする。

- 四五、〇〇〇円
- 四〇、〇〇〇円
- 二五、〇〇〇円
- 二〇、〇〇〇円

畜舎の環境改善技術の導入に必要な資材の購入に要する資金	一〇五、〇〇〇円	
二十 肥育牛屋外飼育技術導入資金 肥育牛の屋外飼育技術の導入に必要な資材の購入に要する資金	資材一セット(一〇頭分)につき 一四〇、二五〇円	三年以内
二十一 食鶏床面給温技術導入資金 食鶏の床面給温技術の導入に必要な資材の購入に要する資金	資材一セット(一、〇〇〇羽分)につき 煙道式にあつては 四九二、五〇〇円 温湯循環式にあつては 七九〇、五〇〇円 電線式にあつては 七五二、五〇〇円	五年以内

上欄の設備又は装置の区分に応じ、それぞれこの欄の額とする。

- 四五、〇〇〇円
- 四〇、〇〇〇円
- 二五、〇〇〇円
- 二〇、〇〇〇円
- 三五、〇〇〇円
- 八五、〇〇〇円

建築資材費(電気設備、水道設備等特定の工事人でなければ施工できない部分の工事費及び住居利用の改善上欠くことのできない家具類購入費を含む。)の百分の七十に相当する額とし、その額が一〇〇、〇〇〇円をこえるときは、当該額とする。	三五、〇〇〇円 八五、〇〇〇円
上欄の施設の区分に応じ、それぞれの建物工事費及び内部施設整備費の百分の七十に相当する額とし、その額がそれぞれこの欄の額をこえるときは、当該額とする。	七〇〇、〇〇〇円 一九〇、〇〇〇円 七〇〇、〇〇〇円

を

一〇〇、〇〇〇円

上欄の施設の区分に応じ、それぞれこの欄の額とする。

七〇〇、〇〇〇円

一九〇、〇〇〇円

七〇〇、〇〇〇円

に改める。

別表第三の二の項貸付金の限度額の欄中「五〇〇、〇〇〇円」を「七五

〇、〇〇〇円」に改める。

第一号様式を次のように改める。

る。

第二号様式(一の二)中

	貸付けの要否	その理由
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

を

	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長又は 蚕業指導所長の意見欄		

に
改め

	工事費	
	合計	円

第二号様式(二)中

に

農業改良普及所長の 意見欄		
------------------	--	--

を

農業改良普及所長の 意見欄		
------------------	--	--

工事内容	資材購入費	円 円 円
電気、ガス、水道工事等特定 工事人の行なう工事内容	工事費	円

5 添付書類

住居利用方式改善の場合には、改善箇所の
平面図を添付すること。

に
改める。

合計額	
上記の7割額	

を

工事内容	資材購入費
------	-------

第二号様式(三) 中

合計	円

に改める。

工事内容	工事費 (設備も含む。)
------	-----------------

合 計	円
上記の7割額	円

を

工事内容	工事費 (設備も含む。)
------	-----------------

第二号様式(四)の次に第二号様式(五)として次のように加える。

第2号様式(5)

事業計画書

(農業後継者育成資金(部門経営開始資金)のうち経営主の基幹的部門と同種の部門を開始するもの)

1 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

--

2 自家経営の概要

経営主の氏名						
経営主の生年月日						
経営主の住所						
貸付申請者の氏名						
貸付申請者の生年月日						
貸付申請者と経営主との続柄						
経営主の経営概況	経営規模及び生産額				所得	
	部門名	規模	生産量	生産額 千円	農業所得	千円
	計	/	/	/	計	/
					農業所得	/

(注) 「部門名」は、稲作、酪農等を記入すること。

3 経営主と農業後継者の経営分担概要

部門名	経営主	農業後継者	その他の家族	計	備考
	アール (頭) (羽)	アール (頭) (羽)	アール (頭) (羽)	アール (頭) (羽)	

(注) 農業後継者の経営分担のうち、経営主以外の者からのものがある場合は、その内訳を「備考」に記入すること。

4 部門経営の事業計画

部門経営者	施行予定時期	実施規模	資材等の種類	数量	単価	金額	備考

- (注) 1 「実施規模」には、実施面積、施設の規模等を明記すること。
 2 協業経営の場合には、その旨及び協業経営計画の概要を付記すること。

5 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	農業改良資金	自己資金	その他	
円	円	円	円	

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

6 意見

	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

7 添付書類

部門経営開始に関する家族協定書を添付すること。

第4号様式

農業改良資金貸付決定通知書

地方コード

取扱農協	資金別	資金種類	資金種目	貸付決定 番号	貸付金額 千円

貸付年月日	実行年月日	償還年月日	期限

さきに申請された農業改良
資金（ 資金）の貸
付けについては、右のと
おり決定しました。

年 月 日

職 氏 名 圃

借受者 住 所
氏名又は名称 及び代表者氏名
職 氏 名 圃

償 還 方 法		金 額	摘 要
納 入	期 日	千円	
第1回	年 月 日		
第2回	年 月 日		
第3回	年 月 日		
第4回	年 月 日		
第5回	年 月 日		
計			
連帯保証人			外 人

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第5号様式

農業改良資金貸付決定連絡書

地方コード

取扱農協	資金別	資金種類	資金種目	貸付決定番号	貸付金額 千円
------	-----	------	------	--------	------------

貸付実行日	年	月	日	償還期	年	月	日
-------	---	---	---	-----	---	---	---

借受者 住 所
氏名又は名称 及び代表者氏名

さきに進達された農業改良資金(資金)の貸付けについては、右のとおり決定しました。

年 月 日
職 氏 名 印
所在地市町村長 殿

納 入 期 日	金 額 千円	方 法	償 還	
			年 月 日	年 月 日
第1回				
第2回				
第3回				
第4回				
第5回				
計				

連帯保証人 外 人

第六号様式(表面) 中

「鳥取県知事」

を氏名に、「職」

連帯保証人	保証の限度額	氏名	印	住所		
	円			郡市	町村大字	番地
	円					
	円					
	円					
計	円					

を

連帯保証人	氏名	印	住所		
			郡市	町村大字	番地

に改める。

第六号様式(裏面) 農業改良資金借用証書特約条項中第一条に次の一号を加える。

6 乙が家族協定農業を実施しないとき。(部門経営開始資金貸付けのうち経営主の基幹的経営部門と同種の部門についての貸付けの場合に限る。)

第六号様式(裏面) 農業改良資金借用証書特約条項の第三条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

乙は、この借入金による事業を実施したときは、当該事業の実施後20日以内に農業改良資金事業実施報告書を甲に提出する。

第六号様式(裏面) 農業改良資金借用証書特約条項の第五条第一項中「百元につき一年三錢四厘」を「年12.25パーセント」に改め、同条第二項中「百項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める違約金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、^{100%}開年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
第六号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式の2

農 業 改 良 資 金 事 業 実 施 報 告 書

年 月 日

職 氏 名 殿

借受者住所

氏名又は名称

及び代表者名

㊟

さきに、借り受けた農業改良資金による事業を下記のとおり実施したので、別途証ひょう書類を添付のうえ、報告します。

記

貸付決定番号

資金の種類

資金借受額

貸付決定年月日 年 月 日

資金借受年月日 年 月 日

事業着手年月日 年 月 日

事業完了年月日 年 月 日

資材等購入状況

種 類	数 量	単 価	購 入 費	農協確認印	摘 要
		円	円		

- (注) 1 提出経路 借受者→農協→農業改良普及所(技術導入資金のうち養蚕関係は蚕業指導所、たばこ関係は専売公社支局又は出張所)→地方農林振興局
- 2 農協において、貸付金払出しの際の資金使途確認結果と本書の記載事項を確認のうえ、確認印を押なつすること。
- 3 団体借受けで個人ごとに事業を実施した場合には、個人ごとに確認印を押なつした内訳書を添付すること。

第七号様式から第九号様式まで中

「鳥取県知事 氏 名」
「職 業」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

3 昭和四十五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている貸付金に係る違約金の額の計算については、前項の規定にかかわらず、この規則による改正後の鳥取県農業改良資金貸付規則第十六条の規定によるものとする。

告 示

鳥取県告示第六百十四号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、昭和四十五年九月八日から施行する。

昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

本文中「標準事業費の内訳」を削る。
第一の表を次のように改める。

資金の種類	貸付対象	貸付けの相手方	貸付申請時期	貸付決定時期
一 大型ビニール栽培資金	プラスチック・フィルム、鉄骨、木材、竹材等	農業者等	十一月	十二月
二 土じよう線虫防除促進資金	殺線虫剤（D-D、E、D、B、DB（CP除））	病害虫防除所の検診を受けて土じよう線虫の防除を実施する農業者等	六月又は七月又は十一月	十二月
三 自給飼料調製貯蔵技術導入資金	プラスチック・シート、プラスチック管、コック等	農業者等	四月	五月
四 秋落水田等改良資金及び不良火山土じよう改良資金	秋落水田等改良にあつては 耕土培養法施行規則（昭和二十八年農林省令第二号） 第一条に規定する資材	耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）にあつては 金にあつては	秋落水田	秋落水田

<p>八 上ぞく収蘭 技術改善資金</p>	<p>七 肉用牛等林 地内放牧技術 導入資金</p>	<p>六 園芸作物か ん水技術改善 資金</p>	<p>五 桑園集団化 資金</p>	<p>不良火山灰土じよう改良に あつては不良火山灰土じよ うを改良するための資材</p>
<p>改良自然上ぞく器 自動収蘭機</p>	<p>放牧施設 隔障物 給水塩施設 土じよう改良資材及び肥料 草生改良牧草種子</p>	<p>かん水用資材(チューブ、コ ック、継手、ポンプ、床上被 覆用ビニールフィルム等) 自動化用資材(タイムスイ ッチ、自動弁、電磁弁、配 電費)</p>	<p>桑苗 土じよう改良資材</p>	<p>により行なう耕 四月又は五月又は 土培養事業又は 八月 九月 同法に規定する 不良火山 不良火山 手続きによらな 灰土じよ 灰土じよ い不良火山灰土 う改良資 う改良資 じようを改良す 金にあつ 金にあつ る事業を施行す ては ては る農業者等 七月 八月</p>
<p>農業者等 五月又は六月又は 八月 九月</p>	<p>農業者等 八月 九月</p>	<p>五アール以上の 野採又は草花の 不時栽培を実施 する農業者等</p>	<p>農業者等 十月 十一月</p>	<p>十月 十一月</p>
<p>九 葉たばこ予 備黄変技術導 入資金</p>	<p>十 田植技術改 善資金</p>	<p>十一 米麦収穫 等技術改善資 金</p>	<p>十二 集团的技 術共同導入資 金</p>	<p>予備黄変施設(木材、プラ スチック・フィルム等) 懸ちよう器</p>
<p>(イ) 露地野菜</p>	<p>(ロ) 施設 共同育苗施設(共同 催芽施設を含む。)</p>	<p>(一) 稲又は麦 イ 機械 農業用トラクター(乗 用型)及び附属作業 機、田植機、高能率防 除機(背負式を除く。)、収穫機、乾燥機等 の動力機械</p>	<p>(二) 稲又は麦 イ 機械 農業用トラクター(乗 用型)及び附属作業 機、田植機、高能率防 除機(背負式を除く。)、収穫機、乾燥機等 の動力機械</p>	<p>農業者等 四月 五月</p>
		<p>農業者の組織す る団体</p>	<p>農業者等 八月 九月</p>	<p>農業者等 六月 七月</p>
		<p>四月から五月から 十一月ま十二月ま で</p>		

<p>イ 機械 農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、移植機等の動力機械</p> <p>ロ 施設 共同育苗施設、移動かん水施設(施肥をあわせ行なうものを含む。)、及び定置配管施設</p> <p>イ 機械 農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、飼料収穫機、飼料調整機、飼料乾燥機等の動力機械</p> <p>ロ 施設 乾草収納舎、サイロ、尿溜及び堆肥盤</p>	<p>イ 機械 農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、移植機等の動力機械</p> <p>ロ 施設 共同育苗施設、移動かん水施設(施肥をあわせ行なうものを含む。)、及び定置配管施設</p> <p>イ 機械 農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、飼料収穫機、飼料調整機、飼料乾燥機等の動力機械</p> <p>ロ 施設 乾草収納舎、サイロ、尿溜及び堆肥盤</p>
--	--

<p>十七 放牧養豚</p> <p>資金</p> <p>十六 牛乳品質改善技術導入</p> <p>資金</p> <p>水そう</p> <p>自動給し器</p>	<p>種しようが</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p>	<p>優良種苗導入</p> <p>資金</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p> <p>種しようが</p>	<p>十四 牡蚕飼育</p> <p>保温技術改善</p> <p>資金</p> <p>送風式暖房機</p> <p>施設(鉄骨保温ハウス)</p>	<p>十三 鶏ふん処理技術改善</p> <p>資金</p> <p>脱臭装置(水洗式脱臭装置、砂利、U字溝等)</p>	<p>イ 機械 農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、収穫機等の動力機械</p> <p>ロ 施設 かん水施設及び運搬施設</p>	<p>農業者等</p> <p>農業者等</p> <p>農業者等</p> <p>農業者等</p> <p>農業者等</p> <p>農業者等</p> <p>農業者等</p>	<p>六月</p> <p>六月</p> <p>三月</p> <p>八月</p> <p>五月又は六月又は八月</p> <p>六月</p> <p>七月</p> <p>七月</p> <p>七月</p>
---	--	---	---	--	--	---	---

技術導入資金	給水施設 コロニー舎 牧さく金網 牧さく支柱				
十八 改良果樹 だな導入資金	つりだな設置資材	農業者等	十月	十一月	
十九 畜舎環境 改善技術導入 資金	冷気送風機 ダクト等	農業者等	六月	七月	
二十、肥育牛屋 外飼育技術導 入資金	牧さく 飼料給じ設備 (飼料給じ 器、給水そう、簡易屋根等) 日よけ 飼料保管舎	農業者等	六月	七月	
二十一 食鶏床 面給温技術導 入資金	鶏舎 (基礎及び換気扇を含 む。) 床面給温設備 育成器具 (育すう器、給じ 器、給水器)	農業者等	六月	七月	

第二の表の二の項貸付対象の欄中「電気、水道等特定の工事人でなければ施行できない部分の」を削る。

第三の表中

農業を主たる職業とし将来農業経営を実質的に承継する農村青年であつて、おおむね十八歳以上三十歳以下の者

(経営主の基幹的経営部門と異種の場合)

農業を主たる職業とし将来農業経営を実質的に承継すると認められる農村青年であつて、おおむね十八歳以上三十歳以下の者

(経営主の基幹的経営部門と同種の場合)

農業を主たる職業とし将来農業経営を実質的に承継すると認められる農村青年であつて、おおむね十八歳以上三十歳以下の者のうち次の条件を満たすもの

- 一 自立経営志向農家であつて、農業所得六〇〇、〇〇〇円以上の所得を有する農家の後継者であること。

二 容族協定を実施することにより事業を行なう者であること。

に改める。

を

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定】一部一箇月三百円(送料を含む。)